



# 島根県報

令和6年11月15日（金）

第567号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                            |                     |   |
|----------------------------|---------------------|---|
| 広域連合の規約変更の許可               | （市 町 村 課）           | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定         | （地 域 福 祉 課）         | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出  | （        ”        ） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出  | （        ”        ） | 3 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 | （        ”        ） | 3 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定        | （障 がい 福 祉 課）        | 4 |

### 【公 告】

|                   |             |   |
|-------------------|-------------|---|
| 令和6年度クリーニング師試験の実施 | （薬 事 衛 生 課） | 4 |
| 補欠の労働者委員候補者の推薦期間  | （雇 用 政 策 課） | 6 |
| 公共測量の実施           | （技 術 管 理 課） | 6 |

## 告 示

## 島根県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年11月6日付けで島根県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者          |               | 実施する事業          | 事業所                |                 | 指定年月日    |
|--------------|---------------|-----------------|--------------------|-----------------|----------|
| 名称           | 主たる事務所の所在地    |                 | 名称                 | 所在地             |          |
| 株式会社山縣屋      | 益田市津田町1268-10 | 居宅療養管理指導        | なるたき薬局             | 大田市大田町大田口1031-6 | 令和6年8月1日 |
|              |               | 介護予防居宅療養管理指導    |                    |                 |          |
| 三木 孝人        | 出雲市白枝町558-6   | 訪問看護            | 三木整形外科<br>ペインクリニック | 出雲市斐川町併川字神立706  | 令和6年8月1日 |
|              |               | 訪問リハビリテーション     |                    |                 |          |
|              |               | 居宅療養管理指導        |                    |                 |          |
|              |               | 介護予防訪問看護        |                    |                 |          |
|              |               | 介護予防訪問リハビリテーション |                    |                 |          |
| 介護予防居宅療養管理指導 |               |                 |                    |                 |          |

## 島根県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者                  |                | 廃止する事業  | 事業所                |                | 廃止年月日      |
|----------------------|----------------|---------|--------------------|----------------|------------|
| 名称                   | 主たる事務所の所在地     |         | 名称                 | 所在地            |            |
| 社会福祉法人<br>大田市社会福祉事業団 | 大田市川合町川合1081-2 | 第一号訪問事業 | ピラおおだホームヘルパーステーション | 大田市川合町川合1081-2 | 平成30年3月31日 |

|                          |                    |                  |                          |                    |                   |              |
|--------------------------|--------------------|------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|--------------|
|                          |                    | 訪問入浴介護           | ビラおおだデ                   |                    | 令和4年3月            |              |
|                          |                    | 介護予防訪問入浴<br>介護   | イサービスセ<br>ンター            |                    | 31日               |              |
| 社会福祉法人<br>多伎の郷           | 出雲市多伎町小田50番<br>地3  | 訪問看護             | 訪問看護ステ<br>ーションたき         | 出雲市多伎町小<br>田50番地7  | 令和6年6月<br>30日     |              |
|                          |                    | 介護予防訪問看護         |                          |                    |                   |              |
| 社会福祉法人<br>大田市社会福<br>祉事業団 | 大田市川合町川合1081<br>-2 | 訪問入浴介護           | ビラおおだデ                   | 大田市川合町川<br>合1081-2 | 令和4年3月<br>31日     |              |
|                          |                    | 介護予防訪問入浴<br>介護   | イサービスセ<br>ンター            |                    |                   |              |
| 朝山 裕                     | 出雲市松寄下町1097番<br>地  | 居宅療養管理指導         | 朝山医院                     | 出雲市松寄下町<br>1097    | 令和6年1月<br>1日      |              |
|                          |                    | 訪問看護             |                          |                    |                   |              |
|                          |                    | 介護予防居宅療養<br>管理指導 |                          |                    |                   |              |
|                          |                    | 介護予防訪問看護         |                          |                    |                   |              |
|                          | 出雲市松寄下町1892-<br>1  | 訪問看護             |                          |                    | 出雲市松寄下町<br>1892-1 | 令和6年5月<br>1日 |
|                          |                    | 居宅療養管理指導         |                          |                    |                   |              |
|                          |                    | 介護予防居宅療養<br>管理指導 |                          |                    |                   |              |
|                          |                    | 介護予防訪問看護         |                          |                    |                   |              |
| 社会福祉法人<br>放泉会            | 大田市長久町土江55-<br>2   | 通所介護             | デイサービス<br>センター ゆ<br>うイング | 大田市長久町土<br>江55-2   | 令和6年6月<br>30日     |              |
|                          |                    | 第一号通所事業          |                          |                    |                   |              |

## 島根県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸山達也

| 事業者           |            | 休止する事業 | 事業所                      |                | 休止年月日         |
|---------------|------------|--------|--------------------------|----------------|---------------|
| 名称            | 主たる事務所の所在地 |        | 名称                       | 所在地            |               |
| みなとの丘グループ株式会社 | 出雲市小津町21番地 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援<br>事業所 みな<br>とプラン | 出雲市小津町28<br>-1 | 令和5年10月<br>1日 |

## 島根県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸山達也

| 事業者                     |                | 実施する事業  | 事業所            |                 |                | 変更年月日     |
|-------------------------|----------------|---------|----------------|-----------------|----------------|-----------|
| 名称                      | 主たる事務所の所在地     |         | 名称             | 所在地             |                |           |
|                         |                |         |                | 変更前             | 変更後            |           |
| 特定非営利活動法人 コミュニティサポートいづも | 出雲市大津朝倉3丁目10-3 | 第一号訪問事業 | C S いづも訪問介護事業所 | 出雲市今市町北本町5-5-37 | 出雲市大津朝倉3丁目10-3 | 令和6年5月15日 |

## 島根県告示第674号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸山達也

| 医師の氏名  | 診療科目       | 従事する医療機関    |                  | 指定年月日      |
|--------|------------|-------------|------------------|------------|
|        |            | 名称          | 所在地              |            |
| 細木 咲貴子 | リハビリテーション科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1       | 令和6年10月31日 |
| 市岡 昇   | 眼科         | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1       | 令和6年10月31日 |
| 原野 晃子  | 眼科         | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1       | 令和6年10月31日 |
| 杉谷 智之  | 泌尿器科       | 雲南市立病院      | 雲南市大東町飯田96番地1    | 令和6年10月31日 |
| 山根 史也  | 眼科         | 隠岐広域連立 隠岐病院 | 隠岐郡隠岐の島町城北町355番地 | 令和6年10月31日 |

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和6年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸山達也

### 1 試験日時

令和7年1月29日（水）午後1時40分から午後4時10分まで（午後1時15分から受付開始）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

### 2 試験場所

学科試験及び技能試験

松江市内中原町52 島根県職員会館

全ての試験を同一の会場で行う。

### 3 試験の内容

#### (1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 技能試験

ア 繊維の鑑別

イ 洗たく物の処理に関する技能（筆記）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

令和6年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

なお、郵送の場合は、令和6年12月4日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 履歴書（所定用紙） 1通

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。） 1枚

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの） 1通

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。） 1通

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人宛てに送付する。

10 合格者の発表

令和7年2月19日（水）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life\\_hygiene/cleaning/](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/cleaning/)）（11の(1)において同じ。）に受験番号を掲載するほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書様式（以下「受験願書等様式」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、同課で配付する。

なお、郵送により受験願書等様式を請求する場合は、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、7の提出先へ郵送すること。

(2) 問合せ先

受験願書等様式の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（電話0852-22-6529）にすること。

---

第49期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和6年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

推薦期間 令和6年11月15日から同月29日まで

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月21日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

松江市西津田四丁目地内他